

## 仕 様 書 (案)

### 1 件 名

新宿区健康づくりに関する調査業務委託

### 2 目的

次期「新宿区健康づくり行動計画」の策定にあたり、現行計画の進捗状況を検証するとともに、区民の健康状態や健康に関する意識等の実態を把握し、区民の健康における課題や健康目標を設定する等、今後の健康施策に反映させていくための基礎資料を作成するため、アンケート調査を行う。

### 3 履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日まで

### 4 調査対象

無作為抽出による18歳以上の新宿区民5,000名（外国人500名を含む。抽出作業は区が行う。）

### 5 調査時期

調査の実施時期は、令和4年9月～10月を予定しているが、調査項目作成状況を勘案し、区と相談のうえ決定する。

### 6 調査方法

調査票の発送は郵送とし、回収は郵送又はWebとする。ただし、回答は無記名とする。

### 7 調査内容、設問数及び調査項目

#### (1) 調査内容

区民の健康状態や健康に関する意識についてのアンケート

#### (2) 設問数

70問（前回70問）以内

#### (3) 調査項目

平成28年10月に実施した「新宿区健康づくりに関する調査」の調査項目に基づき細部を検討するとともに、新たな健康課題に係る項目についても十分に検討し、調査項目を決定する。

### 8 委託業務内容

#### (1) データ等収集・整理分析

アンケート調査の項目精査・検討のための健康づくりに関する国・東京都等の動向把握と整理、資料作成等

(2) 調査項目の検討・提案

- ① 調査目的を反映した項目の検討、提案を行う。
- ② 必要に応じ、庁内の打合せに参加する。

(3) 調査票類の作成・印刷

- ① 調査票・依頼状・外国人用案内（A4判）の原稿作成、レイアウト作成（区の校正を受ける。）  
※外国人には、4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）の案内を添付し、調査票はルビ付き日本語とする。

- ② 発送用封筒（色付き、角2号）、返信用封筒（長形3号）（発送元及び返信先は新宿区健康部健康政策課健康企画係とする。）

- ③ 礼状兼督促はがき（1回）

(4) 調査票等の封入、封緘、発送

- ① 宛名ラベルの貼付（宛名ラベルの作成は区で行う。）
- ② 調査票類の封入
- ③ 粗品（調査協力お礼用、品物は区と協議して決める。）、啓発用チラシ等の封入

(5) 調査対象者から返送された調査票の開封等事務処理

(6) 調査結果の集計、分析及び評価

- ① 単純集計
- ② クロス集計
- ③ 集計結果の分析及び評価

※調査結果のローデータや集計の途中経過は、DVD-Rにて提出する。

(7) 会議等への支援

「新宿区健康づくり行動計画推進協議会」等の会議の運営支援（議題の協議、議題に必要な資料及び事務局説明用補足資料の準備等）を行うほか、傍聴した内容を、調査項目の検討、提案の参考とする。

(8) 調査報告書の作成等

上記(1)～(7)の結果に基づき、調査報告書を作成する。調査報告書の形式及び納入期限等は次のとおりとする。

① 調査報告書（本編及び概要版）の作成、印刷製本

	調査報告書（本編）	概要版
作成部数	300部	500部
規格	A4判 1色	A4判 1色
ページ数	200～300ページ程度	30ページ程度
記録電子媒体提出期限	令和5年3月上旬	令和5年1月上旬
印刷製本納品期限	令和5年3月上旬	令和5年3月上旬

- ② 調査報告書は、必要に応じグラフや図表を使用し、内容が分かりやすいものにする。

- ③ 調査報告書データをマイクロソフト社ワード及びPDF形式で保存したDVD-Rもあわせて提出する。

④概要版記録電子媒体は、令和5年3月上旬に完成版を提出する。

⑤ 納入場所

新宿区健康部健康政策課

(新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区役所第二分庁舎分館 1階)

## 9 支払方法

委託業務完了確認後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

## 10 遵守事項

- (1) 本業務履行により知り得た情報は、業務終了後も漏洩してはならない。
- (2) 事故等の防止に努めるほか、発生時には必要な措置を講じるとともに区に速やかに報告すること。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。  
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (4) 本契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の予防対策をしたうえで、業務を実施すること。

## 11 その他

- (1) 受託者は、受託業務を円滑に遂行するために、従事者のうちから作業現場の業務執行上の責任者を配置し、業務の執行管理及び他の従事者の管理指導に当たること。
- (2) 受託者が業務履行中に、故意又は過失により、区又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担で損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、区と受託者が協議の上決定するものとする。

## 12 問合せ先

新宿区健康部健康政策課健康企画係

TEL：03-5273-3024